

各 位

会 社 名 応用技術株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 前 原 夏 樹  
 (コード：4356、東証JASDAQ)  
 問合せ先 コーポレート推進本部  
 管理部長 浅 野 伸 浩  
 (TEL . 06 - 6373 - 0440)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 . 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2 . 株式分割の概要

##### ( 1 ) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日 ( 火曜日 ) ( ただし、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年 12 月 30 日 ( 月曜日 ) ) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### ( 2 ) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	28,584 株
今回の分割により増加する株式数	2,829,816 株
株式分割後の発行済株式総数	2,858,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	11,100,000 株

#### 3 . 日 程

( 1 ) 基 準 日 公 告 日	平成 25 年 12 月 13 日 ( 金曜日 )
( 2 ) 基 準 日	平成 25 年 12 月 31 日 ( 火曜日 ) ( 実質的には平成 25 年 12 月 30 日 ( 月曜日 ) )
( 3 ) 効 力 発 生 日	平成 26 年 1 月 1 日 ( 水曜日 )
( 4 ) 新 規 記 録 日	平成 26 年 1 月 6 日 ( 月曜日 )

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日 (水曜日)

(参考) 平成 25 年 12 月 26 日 (木曜日) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1 株から 100 株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 26 年 1 月 1 日 (水曜日) をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。

株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条の 2 (単元株式数) を新設いたします。

現行定款第 6 条の変更及び第 6 条の 2 の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>111,000 株</u> とする。 (新 設)	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11,100,000 株</u> とする。
(新 設)	(単元株式数) 第 6 条の 2 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
	附則 第 1 条 <u>第 6 条の変更及び第 6 条の 2 の新設は、 平成 26 年 1 月 1 日をもって効力を生じるものとする。</u>
	第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 26 年 1 月 1 日まで 有効とし、同日の経過をもって前条及び本 条を削除する。</u>

(3) 変更の日程

取締役会決議日 : 平成 25 年 11 月 25 日 (月曜日)

効力発生日 : 平成 26 年 1 月 1 日 (水曜日)

以 上